

清須市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成27年12月1日

清須市監査委員 黒川了一

清須市監査委員 成田義之

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一
成田 義之

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

(1) 監査の対象部局課・対象期間及び実施年月日

①企画部人事秘書課、総務部防災行政課

対象期間 平成27年4月1日から平成27年8月31日までの所管事務

実施期間 平成27年9月1日から平成27年9月28日まで

②総務部税務課、市民環境部市民課、市民環境部生活環境課

対象期間 平成27年4月1日から平成27年9月30日までの所管事務

実施期間 平成27年10月1日から平成27年10月28日まで

(2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。各所管の事務事業の内容及び監査の結果及び意見について主なものは、次のとおりである。

1 企画部人事秘書課所管

主な所管の事務は、秘書、栄典、表彰、市広報、市政の啓発・宣伝、ホームページ運用、職員の服務、採用、人事、給与、派遣及び研修に関する事務である。

人材派遣職員委託業務、職員健康診断業務、広報紙印刷等業務、ホームページ維持管理業務及びその他契約文書について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

【意見】

広報配布業務は1社と随意契約されているが、契約料については十分に交渉し、より安価に配布できるように努力していただきたい。

2 総務部防災行政課所管

主な所管の事務は、地域防災計画、災害対策、消防団、交通安全、防犯の啓発及び推進、公告式、議案の調整、例規・文書、情報公開及び地域自治振興、選挙に関する事務である。

新文書管理構築業務、地域防災計画全面改訂業務、綜合法令管理システム賃貸借、投票用紙計数機・投票用紙読取分類機増設ユニット購入、その他の契約文書について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。また、交通安全協会西枇杷島支部事業費負担金等も予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められたが、一部改善が望まれる事項があった。

【指摘事項】

西春日井保護区保護司会負担金と保護司協議会補助金が支出されているが、統合や活動内容の整理を行うなど、効率的な活動内容になるよう指導していただきたい。

3 総務部税務課所管

主な所管の事務は、個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税、市たばこ税の調査及び賦課に関する事務である。

確定申告システム運用支援業務、航空写真撮影及び土地・家屋修正業務、固定資産税鑑定評価価格の時点修正業務に関する委託契約、地方税電子申告支援サービス等の賃借、その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続により適正に処理されていると認められた。

【意見】

土地の課税については、相続者を的確に把握して課税漏れの無いように適正な事務を進めていただきたい。

4 市民環境部市民課所管

主な所管の事務は、戸籍事務、住民基本台帳事務、分庁舎に配置された部署の業務の受付に関することである。

戸籍総合システム保守、住民基本台帳ネットワーク保守等の委託、窓口証明発行システム機、住民基本台帳ネットワーク機器の賃借その他の契約文書等について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

【意見】

切手受払簿について、容易に残高が確認できるように書式を改め、適正な管理に努めていただきたい。

5 市民環境部生活環境課所管

主な所管の事務は、環境保全、廃棄物対策に関することである。緑のカーテン設置業務、粗大ごみ受付業務、資源とごみのガイドブック作成業務等の委託、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、補助金及びその他の負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められた。

第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、物品管理規則、契約規則を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。